平成２３年（フ）第６０２号
静岡県浜松市東区有玉台２丁目６番12号
債務者　森上志保子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１６５８９号
埼玉県さいたま市北区奈良町134―１　奈良住宅２―507
債務者　篠口つかさ（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６０４号
東京都足立区竹の塚１丁目26―７―603
債務者　千田　正博
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７１０号
東京都板橋区大原町23―９
債務者　杉山絵里佳
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７１３号
東京都板橋区徳丸６丁目７―10―201
債務者　植野　　昭
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７１８号
東京都中央区日本橋箱崎町33―１―304
債務者　五十嵐すみ子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７２１号
東京都大田区東糀谷３丁目９－８小宮山方302
債務者　瀬谷由貴奈
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７４７号
東京都三鷹市新川１丁目10―20―301
債務者　植松　直美
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７４８号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目57―２―508
債務者　川村　誠人
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８２２号
千葉県松戸市三矢小台３丁目５－１－５
債務者　荒木　完治
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８２９号
東京都中央区湊３丁目11―５―803
債務者　一戸　隆子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８３０号
東京都足立区千住大川町40―12
債務者　本村　桃代
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８３１号
千葉県松戸市馬橋1890―７―1005
債務者　三浦　　康
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８３２号
東京都板橋区高島平２丁目30―１―904
債務者　白鳥めぐみ（旧姓曽田）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８４３号
埼玉県八潮市八潮３丁目８－６　昼間第３ハイツ201
債務者　アレザ　ロメル　ロサル
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部